

2023年5月

企業会計基準公開草案第78号

収益認識に関する会計基準（案）

企業会計基準公開草案第78号「収益認識に関する会計基準（案）」

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（改正2020年3月31日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>企業会計基準第29号</p> <p>収益認識に関する会計基準</p> <p>2018年（平成30年）3月30日 改正2020年3月31日 <u>最終改正20XX年XX月XX日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準第29号</p> <p>収益認識に関する会計基準</p> <p>2018年（平成30年）3月30日 改正2020年3月31日 企業会計基準委員会</p>
<p>会計基準</p> <p>I. 範囲</p> <p>3. 本会計基準は、次の(1)から(7)を除き、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示に適用される。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 企業会計基準第 <u>XX</u> 号「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）の範囲に含まれるリース</p> <p>(3)～(7) (省 略)</p>	<p>会計基準</p> <p>I. 範囲</p> <p>3. 本会計基準は、次の(1)から(7)を除き、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示に適用される。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 企業会計基準第 <u>13</u> 号「リース<u>取引</u>に関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）の範囲に含まれるリース<u>取引</u></p> <p>(3)～(7) (省 略)</p>

公開草案	現行
<p>V. 適用時期等</p> <p>1. 適用時期</p> <p>83-3. <u>20XX 年改正の本会計基準（以下「20XX 年改正会計基準」という。）の適用時期は、20XX 年に公表されたリース会計基準の適用時期と同様とする。</u></p>	<p>V. 適用時期等</p> <p>1. 適用時期</p> <p>（新 設）</p>
<p>2. 経過措置</p> <p>（1）2018 年会計基準を適用せずに 2020 年改正会計基準を適用する場合の経過措置</p> <p>83-4. 2018 年会計基準を適用せずに 2020 年改正会計基準を適用する場合の経過措置は、第 84 項から第 89-3 項に定めるとおりとする。</p>	<p>2. 経過措置</p> <p>（1）2018 年会計基準を適用せずに 2020 年改正会計基準を適用する場合の経過措置</p> <p>83-3. 2018 年会計基準を適用せずに 2020 年改正会計基準を適用する場合の経過措置は、第 84 項から第 89-3 項に定めるとおりとする。</p>
<p>結論の背景</p> <p>経 緯</p> <p><u>20XX 年改正会計基準の公表</u></p> <p>96-3. <u>20XX 年改正会計基準においては、20XX 年のリース会計基準の公表に伴い、結論の背景における「範囲」の記載の一部を削除した（本会計基準第 104-2 項参照）。</u></p>	<p>結論の背景</p> <p>経 緯</p> <p>（新 設）</p>
<p>I. 範 囲</p> <p>104. 顧客との契約から生じる収益のうち、リース会計基準の範囲に含まれるリース（貸手の会計処理）は、IFRS 第 15 号と同様に、</p>	<p>I. 範 囲</p> <p>104. 顧客との契約から生じる収益のうち、リース会計基準の範囲に含まれるリース取引（貸手の会計処理）は、IFRS 第 15 号と同</p>

公開草案	現行
<p>本会計基準の適用範囲に含めないこととした（<u>本会計基準第3項(2)参照</u>）。</p>	<p>様に、本会計基準の適用範囲に含めないこととした（第3項(2)参照）。<u>なお、ライセンスの供与については、本会計基準の適用範囲に含まれるが、リース会計基準に従って処理される契約の取扱いを変えることを意図するものではない。</u></p> <p><u>また、本会計基準で割賦基準による収益認識が認められていないことは、仮にリース取引における貸手の会計処理の検討が行われる際には、ファイナンス・リース取引に係る貸手の会計処理のうち、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法に関する定め（企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第51項(2)及び第61項）及び貸手の製作価額又は現金購入価額と借手に対する現金販売価額に差がある場合に、当該差額である販売益を販売基準又は割賦基準により処理する定め（同第56項及び第66項）等に影響し得る。リース取引に関する会計基準については、2020年改正会計基準公表時点で、当委員会において我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとする取組みを進めているところであり、当該貸手の会計処理については、リース取引に関する会計基準の開発に含めて行う予定である。</u></p>
<p><u>104-2. 20XX年改正会計基準は、20XX年のリース会計基準及び企業会計基準適用指針第XX号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）の公表に伴って改正を行った</u></p>	<p>（新 設）</p>

公開草案	現行
<p><u>ものである。</u></p> <p><u>2020 年改正会計基準においては、「ライセンスの供与については、本会計基準の適用範囲に含まれるが、リース会計基準に従って処理される契約の取扱いを変えることを意図するものではない」としていた。</u></p> <p><u>この点、リース会計基準では、本会計基準の範囲に含まれる貸手が供与する知的財産のライセンスをリース会計基準の範囲に含めないこととした（リース会計基準第 3 項(2)）。したがって、「ライセンスの供与は本会計基準の適用範囲に含まれるものの、リース会計基準に従って処理される契約の取扱いを変えることを意図するものではない」とする記載を削除することとした（本会計基準第 104 項参照）。</u></p> <p><u>20XX 年改正会計基準の適用前に企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 13 号」という。）に従って会計処理されてきた貸手が供与する知的財産のライセンス契約については、20XX 年改正会計基準を適用することにより、企業が本人なのか代理人なのかを判断することが求められる（適用指針第 39 項から第 47 項）。この点、これまで企業会計基準第 13 号に従って会計処理されてきた契約のうち、販売益がなく利益が金利のみである契約については、代理人と判断される場合も多いと考えられる。</u></p>	

公開草案	現行
<p>104-3. 2020 年改正会計基準においては、割賦基準による収益認識が認められていないことを受けて、貸手のファイナンス・リースの会計処理についてリース会計基準の改正時に対応を行う予定であると記載していた。</p> <p><u>この点、20XX 年公表のリース適用指針では、貸手のファイナンス・リースの会計処理について割賦販売の処理を想定した会計処理を認めないこととしたため、貸手の会計処理について企業会計基準第 13 号の改正時に対応を行う予定であるとする記載を削除した。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>214. IFRS 第 15 号の経過措置においては、実務上の便法を適用して遡及適用した場合には、適用した実務上の便法、及び当該便法のそれぞれの適用について見積った影響の定性的評価を合理的に可能な範囲で開示することが求められている。</p> <p>日本基準においては、企業会計基準第 24 号第 10 項(3)における経過的な取扱いにより会計処理を行った場合、その旨及び当該経過的な取扱いの概要を注記することが求められているため、第 83-4 項から第 89 項の経過措置を使用した場合には、その概要を注記する必要がある。一方で、当該経過措置のそれぞれの適用について見積った影響の定性的評価の注記は、次の理由から、必ずしも必要ではないと考えられるため、当該経過措置を設けないこととした。</p>	<p>214. IFRS 第 15 号の経過措置においては、実務上の便法を適用して遡及適用した場合には、適用した実務上の便法、及び当該便法のそれぞれの適用について見積った影響の定性的評価を合理的に可能な範囲で開示することが求められている。</p> <p>日本基準においては、企業会計基準第 24 号第 10 項(3)における経過的な取扱いにより会計処理を行った場合、その旨及び当該経過的な取扱いの概要を注記することが求められているため、第 83-3 項から第 89 項の経過措置を使用した場合には、その概要を注記する必要がある。一方で、当該経過措置のそれぞれの適用について見積った影響の定性的評価の注記は、次の理由から、必ずしも必要ではないと考えられるため、当該経過措置を設けないこととした。</p>

公開草案	現行
<p>(1) 企業会計基準第 24 号においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に関して、同様の注記を求めている。</p> <p>(2) 経過措置のそれぞれの適用について見積った影響を通常、定量的に算定することができないことを考えると、当該注記の有用性は高いものではない可能性があると考えられる。</p> <p>(3) 当該注記は、2020 年改正会計基準を適用する初年度のみに求められるものであることから、当該注記を求めないとしても、国際的な比較可能性は大きく損なわれるものではないと考えられる。</p>	<p>(1) 企業会計基準第 24 号においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に関して、同様の注記を求めている。</p> <p>(2) 経過措置のそれぞれの適用について見積った影響を通常、定量的に算定することができないことを考えると、当該注記の有用性は高いものではない可能性があると考えられる。</p> <p>(3) 当該注記は、2020 年改正会計基準を適用する初年度のみに求められるものであることから、当該注記を求めないとしても、国際的な比較可能性は大きく損なわれるものではないと考えられる。</p>

以 上